



5 下 第 102 号  
令和 5 年 8 月 1 日

喜多方市下水道事業経営等審議会  
会 長 横山 和也 様

喜多方市長 遠藤 忠一

### 諮 問 書

喜多方市下水道事業経営等審議会条例第 2 条により、下記事項について貴審議会に諮問します。

#### 記

##### 諮問事項

下水道使用料のあり方について

##### (諮問の趣旨)

下水道事業は、地方公営企業法において「地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない」とされており独立採算の原則により下水道使用料を主な財源として運営することとなっております。

本市の下水道事業は、令和 2 年 4 月に地方公営企業法の一部適用となったものの、下水道使用料のみで維持管理費を賄うことができず、一般会計負担金に大きく依存している状況にあります。

そのため、令和 5 年 1 月に喜多方市下水道事業経営戦略を改定し、今後の急速な人口減少等に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大などに対応するため、下水道使用料のあり方について検証していくことといたしました。

つきましては、将来にわたり下水道事業の健全な経営を図るため、適正な下水道使用料のあり方について、貴審議会に意見を伺うものです。